

院

10-74

様式12

令和4年11月11日

茨城県知事 殿



主たる事務所の所在地 古河市坂間105番地3
医療法人 樹大会
理事長 鳴野一弘
電話 0280(48)5656

決 算 届

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

事業報告書

(自令和3年9月1日至令和4年8月31日)

1. 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 樹大会

(2) 事業所の所在地 茨城県古河市坂間 105 番地 3

設立認可年月日 平成28年8月19日
(3) 設立登記年月日 平成28年9月1日

(4) 役員

	氏名	備考
理事長	嶋野 一弘	嶋野歯科医院管理者
理事	根目沢 順子	
同	根目沢 順子 賢次	
監事	蒔苗 正克	

(5) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年8月31日 令和3年度決済の決定

法人名 医療法人 樹大会

所在地 古河市坂間105-3

財産目録

(令和4年8月31日現在)

1、資産額 220,517,340
2、負債額 393,662,328
3、純資産額 -173,144,988

内訳

区分	金額
A 流動資産	66,116,404
B 固定資産	154,400,936
C 資産合計 (A+B)	220,517,340
D 負債合計	393,662,328
E 純資産 (C-D)	-173,144,988

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土地 (法人所有 貸借 部分的に法人所有 (部分的に貸借))

建物 (法人所有 貸借 部分的に法人所有 (部分的に貸借))

当法人の財産目録に相違ありません

医療法人樹大会 理事長 嶋野一弘

⑩

貸借対照表

令和 4年 8月31日 現在

(単位：円)

科 目	金	額
(資 産 の 部)		
I 流 動 資 産		
現 金 ・ 預 金	19,472,097	
医 業 未 収 金	4,680,586	
未 収 金	3,808,870	
診 療 材 料	18,612,608	
前 払 費 用	77,990	
立 替 金	20,000	
役 員 短 期 貸 付 金	15,761,272	
ク レ ジ ッ ト 未 収 金	1,975,581	
未 収 消 費 税 等	1,707,400	
流 動 資 産 合 計		66,116,404
II 固 定 資 産		
1 有 形 固 定 資 産		
建 物	49,371,583	
建 物 附 属 設 備	8,862,683	
構 築 物	650,200	
医 療 用 器 械 備 品	22,346,398	
他 器 械 備 品	5,313,051	
車 両 及 び 船 舶	8,234,616	
リ ー ス 資 産	12,245,860	
有 形 固 定 資 産 合 計	107,024,391	
2 無 形 固 定 資 産		
リ サ イ ク ル 預 託 金	22,030	
無 形 固 定 資 産 合 計	22,030	
3 そ の 他 の 資 産		
役 員 長 期 貸 付 金	40,900,851	
長 期 前 払 費 用	302,424	
敷 金	53,000	
保 険 積 立 金	6,098,240	
そ の 他 の 資 産 合 計	47,354,515	
固 定 資 産 合 計		154,400,936
資 産 合 計		220,517,340

(単位：円)

科 目		金 額	
(負債の部)			
I	流動負債		
	買掛金	4,953,712	
	未払金	10,639,756	
	役員短期借入金	9,258,577	
	未払法人税等	72,000	
	前受金	297,186,130	
	預り金源泉税	40,230	
	預り金社保	498,685	
	預り金雇用	12,756	
	流動負債合計		322,661,846
II	固定負債		
	長期借入金	51,552,000	
	役員長期借入金	6,730,722	
	リース債務	12,717,760	
	固定負債合計		71,000,482
	負債合計		393,662,328
(純資産の部)			
I	純資産額		△173,144,988
	(うち当期純利益又は当期純損失)		(△81,304,929)
	純資産合計		△173,144,988
	負債・純資産合計		220,517,340

損 益 計 算 書

自 令和 3年 9月 1日
至 令和 4年 8月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
I 医 業 収 益		
1 社 保 請 求 収 益		22,532,392
2 国 保 請 求 収 益		15,286,061
3 保 險 窓 口 収 益		13,235,395
4 自 由 診 療 収 益		162,213,567
合 計		213,267,415
II 医 業 費 用		
1 材 料 費		
(1) 期 首 材 料 棚 卸 高	17,626,375	
(2) 医 薬 品 費	2,142,958	
(3) 診 療 材 料 費	64,945,930	
(4) 医 療 消 耗 器 具 備 品 費	5,179,181	
(5) 期 末 材 料 棚 卸 高	18,612,608	71,281,836
2 給 与 費		
(1) 看 護 師 給 与	28,375,706	
(2) 役 員 報 酬	34,720,000	
(3) 事 務 員 給 料	3,600,000	
(4) 雑 給 料	914,430	
(5) 医 師 給 料	12,022,500	
(6) 賞 与 手 当	2,150,000	
(7) 法 定 福 利 費	7,164,220	88,946,856
3 委 託 費		
(1) 医 事 委 託 費	2,197,800	
(2) 清 掃 委 託 費	2,453,027	
(3) 保 守 委 託 費	369,600	
(4) 外 注 技 工 代 費	35,477,910	
(5) 外 注 費	15,272,148	55,770,485
4 設 備 関 係 費		
(1) 減 価 償 却 費	5,662,800	
(2) 器 機 賃 借 料	11,181,288	
(3) 地 代 家 賃	5,034,962	
(4) 修 繕 費	2,830,445	
(5) 器 機 保 守 料	290,400	
(6) 車 両 関 係 費	3,225,833	
(7) リ ー ス 料	2,311,540	30,537,268
5 研 究 研 修 費		
(1) 研 修 費	1,827,838	

(単位：円)

科 目	金 額		
(2) 図書研究研修費	325,186	2,153,024	
6 経 費			
(1) 福利厚生費	5,244,696		
(2) 旅費交通費	2,818,552		
(3) 通信費	2,763,604		
(4) 広告宣伝費	8,549,789		
(5) 消耗品費	5,834,160		
(6) 水道光熱費	2,623,405		
(7) 保険料	4,207,316		
(8) 交際費	8,805,359		
(9) 諸会費	939,988		
(10) 租税公課	648,700		
(11) 衛生管理費	591,617		
(12) 支払手数料	2,852,176		
(13) 報酬手当	1,892,462		
(14) 寄附金	27,320		
(15) 雑費等	5,329,234		
(16) 消費税等	2,318,800	55,447,178	304,136,647
医業損失			90,869,232
III 医業外収益			
1 受取利息		399	
2 窓口物販収益		762,172	
3 雑収入		9,618,152	10,380,723
IV 医業外費用			
1 支払利息		622,226	
2 雑損失		122,135	744,361
経常損失			81,232,870
税引前当期純損失			81,232,870
法人税、住民税及び事業税負担額		72,059	72,059
当期純損失			81,304,929

法人名 医療法人 樹下会
 所在地 古河市坂間10番地3

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当者なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 樹大会

理事長 嶋野 一弘 殿

わたしは、医療法人樹大会の令和3年9月1日から令和4年8月31日までの業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不意の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

なお、3年から5年間の事業計画（経営企画）を策定することが望ましい。

令和4年11月 又 日

医療法人 樹大会

監事 蒔苗 正克